

平成23年3月29日北海道告示第209号における「せたな町立国保病院大成診療所保全事業及び医師住宅保全事業」（以下「本件事業」という。）の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、法第3条第24号に規定する「地方公共団体が開設する診療所」に該当し、医師住宅は法第3条第35号で規定する病院事業に欠くことができないものであることから、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、地方公共団体であり、事業の実施に必要な財源措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益

せたな町の公的医療機関については、平成17年に瀬棚町、北檜山町、大成町の合併以前の3町にあった医療機関などを平成19年「せたな町の公的医療機関体制等に係る基本方針」に基づき、1病院・2診療所として相互に連携した公的医療体制を構築している。

こうした中で、大成診療所は合併後の町の「せたな町の医療体制のあり方について」や「せたな町の公的医療体制等に係る基本方針」に位置づけられるとともに、同地区での唯一の医療機関として地域住民の医療の確保と医療水準の向上に務めてきている。

大成診療所は、昭和38年に大成村国民健康保険診療所として受診者の交通アクセス等を考慮した現在地に建設されたが、地権者からの理解が得られず用地の取得ができなかったことから、土地賃貸借契約を締結し借地により現在まで病院事業を実施している。

しかしながら、賃貸借契約の期間が今年度末に満了となることから、地権者に対して賃貸借契約の更新の交渉や用地の取得の交渉を進めていたが、本件事業の公益性や必要性への理解は得れているものの金額や税の賦課などの条件で協議が整わない状況となっており、同地区の唯一の医療機関として地域住民の医療の確保を図るためにも、起業者である町が用地を取得することとしたものである。

本件事業の施行は、住民の安心・安全を確保するための初期医療を担う診療所として地域の医療の確保・充実に寄与することから、得られる公共の利益は大きい。

本件事業の施行により、起業地を改変することはなく周辺環境に与える影響はないものと判断される。

(2) 本件事業の施行により失われる利益

上記のとおり本件事業の施行により起業地を改変することはないので、失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 本件事業の起業地

本件の起業地は、建設当初、受診者の交通アクセスの利便性等を考慮し、2つの案を

比較検討した上で選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

(4) 比較衡量

上記(1)から(3)までを踏まえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

3(1)で述べたように、本件事業の施行は、同地区における一般医療や緊急医療を担う診療所として、地域医療の確保・充実に寄与することができるなどの理由から、早期に保全事業を行う必要があると判断される。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、事業計画に必要な範囲であり、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲であることから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。